

(平成22年11月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月から8年3月まで

申立期間当時は、大学生であり年金制度について関心が薄く、国民年金保険料を納付していなかったが、就職したころに母親に納付を頼み、母親がさかのぼって保険料を納付したはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付について、その母親に依頼したとしており、申立人自身は関与していないが、その母親は保険料を納付したことを記憶している。

また、申立人の母親は、申立期間と時期は異なるものの、その長女についての国民年金保険料を、申立人の保険料と同様にさかのぼって納付した記憶があるとしており、その記録はオンライン記録で確認できる上、その次女についても未納無く保険料を納付していることから、納付意識が高かったものと思われる。

しかし、オンライン記録及び申立人の戸籍の附票によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成8年2月ごろに払い出され、その際、被保険者資格を20歳到達時にさかのぼって取得したと推認される上、申立人に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間の一部は、保険料納付の時効期限を経過していること、申立人の母親がさかのぼって保険料を納付したとする時期（平成8年春ごろ）及び納付金額などを考慮すると、母親は、申立期間のうち、平成7年度の保険料を現年度納付したとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和40年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月30日から40年1月1日まで

私は、A社B工場からC社D営業所へ昭和40年1月1日付けで転勤したと思っていたのに、39年12月30日及び31日の2日間が厚生年金保険の未加入期間となっている。年末休みの時であるが、退職などしておらず継続して勤務していたはずなので、厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿から判断すると、申立人が、申立期間において同社に継続して勤務し（A社B工場からC社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、当該労働者名簿に「昭和40年 月 日 C社D営業所へ転籍」（月日は空白）と記載されていること、及びC社D営業所での雇用保険の加入記録が昭和40年1月1日となっていることから、申立人のA社B工場における資格喪失日を同年1月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年11月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和31年4月10日）及び資格取得日（昭和31年10月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月10日から同年10月1日まで

私は、A社で昭和23年11月から53年2月まで継続して勤務していたはずであるが、厚生年金保険の記録では、31年4月10日に被保険者資格を喪失し、同年10月1日に再び取得したこととなっており、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和23年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、31年4月10日に資格を喪失後、同年10月1日に同社において再度資格を取得しており、同年4月から同年9月までの被保険者記録が無い。

しかし、当時の社員名簿（昭和31年9月1日現在）には、申立人の氏名が記載されている上、同僚等の供述及び雇用保険の記録から、申立人が、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が自身と業務内容が同じであったとする4人の厚生年金保険の被保険者記録は、被保険者期間を通じて継続している上、ほかの同僚についても、申立期間中に空白期間は確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後のオンライン

記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届けを行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年4月から同年9月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年7月20日に支給された賞与において、110万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を110万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月20日

平成18年7月20日に賞与を支給されたが、賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険の記録に収録されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与金支給明細書から、申立人は、110万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し行っていないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年7月20日に支給された賞与において、117万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を117万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月20日

平成18年7月20日に賞与を支給されたが、賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険の記録に収録されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与金支給明細書から、申立人は、117万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し行っていないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年7月20日に支給された賞与において、148万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を148万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月20日

平成18年7月20日に賞与を支給されたが、賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険の記録に収録されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与金支給明細書から、申立人は、148万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し行っていないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年7月20日に支給された賞与において、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月20日

平成18年7月20日に賞与を支給されたが、賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険の記録に収録されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与金支給明細書から、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し行っていないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年7月20日に支給された賞与において、96万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を96万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月20日

平成18年7月20日に賞与を支給されたが、賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険の記録に収録されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与金支給明細書から、申立人は、96万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し行っていないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年7月20日に支給された賞与において、110万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を110万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月20日

平成18年7月20日に賞与を支給されたが、賞与支払届が提出されていなかったため、厚生年金保険の記録に収録されていないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与金支給明細書から、申立人は、110万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し行っていないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を平成13年10月1日に、資格喪失日を同年12月20日とし、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月1日から同年12月20日まで
A社から発行された平成13年11月分の給与支給明細書で2か月分の社会保険料が控除されている。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書等により、申立人は、平成13年8月1日から同年12月19日までA社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の厚生年金保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人がA社に勤務していた期間におけるオンライン記録の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成13年10月及び同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち平成4年4月から同年8月までの期間については16万円、4年9月については15万円、4年10月及び同年11月については16万円、4年12月から6年3月までの期間については15万円、6年4月については14万2,000円、6年5月から同年7月までの期間については16万円、6年8月については15万円、6年9月及び同年10月については16万円、6年11月から8年3月までの期間については14万2,000円、8年4月から同年8月までの期間については17万円、8年9月については18万円、8年10月から9年3月までの期間については17万円、9年4月から同年12月までの期間については18万円、10年2月については18万円、10年3月から15年3月までの期間については19万円、15年4月から同年7月までの期間については24万円、15年8月については19万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月21日から15年9月11日まで
申立期間において、A社における厚生年金保険加入記録の標準報酬月額が実際の支給金額より低い額となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、申立人のオンライン記録の標準報酬月額を上回っている期間があることが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険料給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、特例法という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、

これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、平成4年4月から同年8月までの期間については16万円、4年9月については15万円、4年10月及び同年11月については16万円、4年12月から6年3月までの期間については15万円、6年4月については14万2,000円、6年5月から同年7月までの期間については16万円、6年8月については15万円、6年9月及び同年10月については16万円、6年11月から8年3月までの期間については14万2,000円、8年4月から同年8月までの期間については17万円、8年9月については18万円、8年10月から9年3月までの期間については17万円、9年4月から同年12月までの期間については18万円、10年2月については18万円、10年3月から15年3月までの期間については19万円、15年4月から同年7月までの期間については24万円、15年8月については19万円に訂正する必要がある。

一方、申立期間のうち平成10年1月については、申立人の給与支払明細書等により認定できる申立人の標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることを確認できないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち昭和55年4月から同年8月までの期間を7万2,000円、55年9月を8万円、56年1月から同年3月までの期間を7万2,000円、56年4月から同年12月までの期間を8万6,000円、57年1月から同年12月までの期間を9万8,000円、58年1月から同年12月までの期間を10万4,000円、59年4月から同年9月までの期間を11万円、60年1月から同年9月までの期間を11万8,000円、61年4月から同年9月までの期間を12万6,000円、平成3年1月を16万円、3年2月から同年4月までの期間を17万円、4年1月から同年7月までの期間を18万円、5年4月から6年9月までの期間を22万円、6年11月から7年9月までの期間を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月1日から平成7年10月1日まで
申立期間において、A社における厚生年金保険加入記録の標準報酬月額が実際の支給金額より低い標準報酬月額になっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された所得税源泉徴収簿等により確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、申立人のオンライン記録の標準報酬月額を上回っている期間があることを確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、特例法という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除し

ていたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された所得税源泉徴収簿等において確認できる保険料控除額により、申立期間のうち昭和55年4月から同年8月までの期間を7万2,000円、55年9月から8万円、56年1月から同年3月までの期間を7万2,000円、56年4月から同年12月までの期間を8万6,000円、57年1月から同年12月までの期間を9万8,000円、58年1月から同年12月までの期間を10万4,000円、59年4月から同年9月までの期間を11万円、60年1月から同年9月までの期間を11万8,000円、61年4月から同年9月までの期間を12万6,000円、平成3年1月を16万円、3年2月から同年4月までの期間を17万円、4年1月から同年7月までの期間を18万円、5年4月から6年9月までの期間を22万円、6年11月から7年9月までの期間を24万円に訂正することが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和55年10月から同年12月までの期間、59年1月から同年3月までの期間、59年10月から同年12月までの期間、60年10月から61年3月までの期間、61年10月から平成2年12月までの期間、3年5月から同年12月までの期間、4年8月から5年3月までの期間及び6年10月については、申立人の所得税源泉徴収簿等により認定できる標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることを確認できないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の所得税源泉徴収簿等において確認できる標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が、長期にわたり一致していないことから、事業主は、所得税源泉徴収簿等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月30日から同年10月1日まで

私は、専従役員としてA社からB事業所へ異動したのに、申立期間の厚生年金保険記録が欠落している。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された退職金支給決裁書及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間に同社に継続して勤務し（昭和47年10月1日にA社からB事業所（現在は、C事業所）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和47年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社が保有する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和47年9月30日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和47年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月31日から47年1月1日まで
昭和47年1月1日付けでA社C工場からD営業所に転勤した際、1日の空白期間があるが、同社に継続して在籍していたはずであり、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社から提出された人事記録により判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和47年1月1日にA社C工場から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和46年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和47年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを46年12月31日と記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和32年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月31日から同年4月1日まで

A社での厚生年金保険の資格喪失日が昭和32年3月31日となっており、社名をB社に変更したA社での厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年4月1日となっているが、社名が変わっただけで、同社C工場に継続して勤務しており、社会保険料も控除されていた。申立期間について同社の厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の適格退職年金契約の一時金請求書により、申立人は、昭和31年4月に入社し、平成5年6月に退職するまで、A社C工場、次いで同工場が分社化されて新たに設立されたB社及び同社から昭和59年10月に社名変更したD社（平成17年10月*日にE社と合併）に継続して勤務したことが確認できる。

また、複数の同僚の供述から、申立期間前後の業務内容等に変更は無く、雇用形態に変更は無かったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和32年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は不明としているが、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日が昭和32年3月31日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月 1 日から 51 年 3 月 31 日まで
私は、昭和 50 年 4 月に、美容室に祖母を迎えに行った際、ルートセールスで来ていたA社の事業主と会い、同年 5 月、同社に採用された。健康保険証をもらったことを記憶しており 51 年 3 月に退社している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主及び同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことはうかがえる。

しかし、元事業主は、「申立人に健康保険証を渡したことはない。従業員数が少ないので会社として厚生年金保険に加入していない。」と供述しており、厚生年金保険の適用事業所名簿及びオンライン記録においても、A社が厚生年金保険の適用事業所となっていることは確認できない。

また、元事業主及び同僚は、いずれも、従業員数が5人未満である旨の供述をしており、A社は、申立期間当時に厚生年金保険の適用を受ける必要の無い事業所であったと考えられる。

さらに、申立期間において、元事業主及び同僚は、いずれも、厚生年金保険に加入しておらず、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 5 月 1 日から同年 12 月 30 日まで
② 昭和 30 年 1 月 4 日から同年 4 月 30 日まで
③ 昭和 30 年 5 月 1 日から 31 年 1 月 31 日まで

私は、昭和 29 年 5 月に A 地区の B 社工事現場事務所に採用され、現場の事務を執っていた。その現場での工事が終わると次の現場事務所で採用されるなどして、結局 C 方面の 3 か所の現場事務所で働いた。その後、現場主任の勧めで B 社の D 支店に採用された。現場事務所で働いていたころから、会社から健康保険証が交付されていたが、厚生年金保険への加入が 31 年 2 月 1 日となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によれば、申立人の B 社 D 支店における資格取得日は昭和 29 年 5 月 21 日とされている上、同社人事部から在籍証明書が提出されていることから、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、当時の現場事務所の上司は、「現場事務所での採用と支店における採用では、雇用条件に相違があった」と述べている上、現場事務所の従業員の給与を担当していた者は、「現場事務所における従業員については、健康保険及び雇用保険には加入していたが、厚生年金保険へは積極的に加入していなかった」と述べている。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間中に被保険者記録のある女子職員のうち 15 人に照会したところ、現場採用と回答した者は 2 人しかおらず、その 2 人もその後に支店勤務となっており、勤務先が現場事務所のみ加入者は確認できないことから、B 社 D 支店では現場事務所採用の者と支店等の採用の者では取扱いに違いがあり、現場事務所勤務の事務職員は厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から9年2月まで
申立期間においてはA社に勤務していたが、厚生年金保険加入記録の標準報酬月額は実際の報酬額より低い額となっている。調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書に記載されている支給額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張するとおり、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該給料支払明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていないことが確認できる。

また、申立期間のうち、申立人から給料支払明細書が提出されていない期間について、A社の経理を担当していた会計事務所から提出された申立人に係る社会保険料の控除に関する資料を確認したが、控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、いずれの月も、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていないことが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の標準報酬月額の記録に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。